



建交労 とちぎ

発行所 全日本建設交運一般労働組合
栃木県本部 〒327-0315
栃木県佐野市吉水駅前1-2-1
Tel 0283-62-7312 fax 0283-62-7318
www.kenkourou.or.jp/
E-mail:dqj06744@nifty.com

11月から始まるフリーランス新法って？ ダンプ・職人等も利活用の検討を

十一月から「フリーランス新法」が施行されます。一人親方として働くダンプや建設職人も対象です。この法律の目的は、個人事業者として働く人が安心して働くための環境整備です。組合員の就労実態を踏まえた新法の利活用を考えます。

新法では企業との取引だけでなく、個人事業者間の取引も保護の対象とされています。個人で働く組合員の多くが「口約束」で働いています。「口約束」であるがために「一方的な減額」「支払の遅延」「不払い」などトラブルも少なくありません。新法では書面等による取引条件の明示を義務としています。

- 記載項目は①給付の内容 ②報酬の額 ③支払期日 ④業務委託事業者・フリーランスの名称 ⑤業務委託をした日 ⑥給付を受領する日 ⑦給付を受領する場所 ⑧（検査をする場合）検査完了日 ⑨（現金以外の方法で報酬を支払う場合）報酬の支払方法に必要事項。

とされています。契約書でなくてもメール、SNSのメッセージ等も可とされています。このほか、取引形態、期間に応じて様々な義務が定められました。

前近代的な取引慣習が残る建設業界ですが、担い手を育成するためにも環境整備は避けられませんが、フリーランス新法は不十分ではありますが、弱い立場にある個人事業者が安定的に働けるようにつくられた法律です。労働者性のある場合は労働法の保護を求めることとなります。

小山市兄弟殺害事件20年 虐待防止、子育て支援を

小山市で幼い兄弟が男（元組合員死刑判決後病死）に殺害された事件から9月12日で20年。事件は全国的に大きな衝撃を与えました。しかし、今日も虐待等事件は絶えず、社会全体で子供を守る取り組みが一層求められています。事件を風化させてはいけなと思います。



12日ご焼香させていただきました。

ヤマト委託労働者の闘い 大企業の使い捨て許さない

ヤマト運輸は昨年一部のサービスを日本郵政に移管することを発表し、その業務に従事していた労働者約3万人との契約を今年1月末で打ち切ることを明らかにしました。内訳は雇用契約で働くパート社員約4千人と委託契約で働く配達員約2万5千人です。建交労では茨城で働くパート社員を組織し、団体交渉を重ね継続雇用を勝ち取ることできました。この闘いは大きく報道され、ヤマトは全国のパート社員に継続雇用の提案をせよと求められています。

「その」フリーランスのあなた!
フリーランスと取引するあなた!
新しい法律が
できました! 2023年5月公布・2024年秋頃までに施行予定
フリーランス・事業者間取引適正化等法
この法律は、フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的に制定されました。
フリーランスに対して業務委託する発注事業者には守るべき義務があります。
詳しくは各都府の特設ページへ
内閣官房 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省



ヤマト委託労働者の闘いには、雇用によらない働き方が増え続けるいま、重要な意義があります。業界全体に与える影響も少なくありません。現在団体署名に取り組んでいます。

◎県内各市町議会に最低賃金引き上げの意見書採択を求め陳情を行っています。栃木市議会、下野市議会では石井書記長が意見陳述を行いました。塩谷町議会では全議員賛成により採択していただきました。

藤坂碎石事件30年目の総括 ダンプ業界の差別構造変わらず

1994年6月、埼玉県警の捜査員は葛生町（当時）山中に潜み、大手碎石会社藤坂碎石工業（現藤坂）の工場に対する内偵捜査を行いました。そして同年12月、捜査員約百人を動員して工場などに自宅捜索を行い重量測定記録等を押収。翌年2月から関係したダンプ労働者85人（半数以上が組合員）が順次呼び出しを受けました。事件から30年、諸事情により当時明らかにできなかった事実も紹介し、事件の今日的意味を考えます。

出頭した組合員を署内で逮捕

「過積載違反についてお尋ねしたい」。加須警察署から組合員宅にこんな呼び出しが送られてきました。多くの人が身に覚えがなく出頭を拒否、度重なる呼び出しのすえ出頭した人を「みせしめ」として署内で逮捕するという事態に。組合では抗議するとともに捜査本部責任者T警部に「ダンプに違反点数は加算しないこと。積んだ業者受け取った業者のみ検挙すること」を条件に捜査への一定の協力を申し出ます。

改正法アピール 国策捜査

1994年5月、社会問題となっていた過積載を抜本的に改善するために改正道路交通法が施行されました。法改正の際国会では

あなたの
道路交通法違反（過積載違反）
についてお尋ねしたいことがありますから、次の日時・場所に出頭して下さい。

(3) 連絡がなくかつ理由のない場合は、不出頭となり強制捜査となる場合があります。

85人に送られてきた呼び出し状

交通反則告知書・免許証保管証 (番号 春Y 566675)	
告知・交付日時	平成7年2月28日 午前4時47分
告知所	埼玉県警本部 司法捜査 茂木達哉
告知階級等及び氏名	埼玉県警本部 交通機動隊
(1) 反則者氏名	明大 北海 大 年 月 日生 歳 87
住所	埼玉県 北埼玉郡 白岡町 榑原 1308
免許証	第106715号 4年8月12日 公安委員会交付
反則車両(ナンバー)	埼玉県 南埼玉郡 白岡町 榑原 1308
(3) 反則日時	平成6年11月5日 午後10時00分ごろ
(4) 反則場所	埼玉県 南埼玉郡 白岡町 榑原 1308



藤坂事務所から資料を押収する埼玉県警

過積載なくならぬ 断言した捜査幹部

関東ダンプでは2月以降数回にわたって捜査本部との協議を重ねました。焦点はふたつ、点数加算問題と荷受業者の検挙でした。4月3日、埼玉県警交通指導課長補佐I警部も

参加、組合はあらためて要請書を提出し交渉しました。I警部は「点数加算は譲れない。部長検事から裁判でゼネコン側（荷受け）弁護士から追及される可能性があると指摘された。運転手85人の違反前歴照会した。違反日を考慮し累積点数されな

台貫測定記録等から作成された反則切符
反則日時平成6年11月5日、告知日時平成7年2月28日

いよう配慮する。行政処分の対象になる人もいるが普通の違反でないことがわかるよう送付する。運転手22人がまだ反則金を払っていないようだが『払うな』という指導はしないでほしい。個々の運転手が検察庁で争えば事件全体に影響がでる可能性もある。今回の事件で業界の構造を変えたい。上(山元)からやるのは初めてであり全国的にも注目されている。万全を期したい。成功すれば必ず過積載はなくなるので協力してもらいたい」。

2人納付拒否で 全員点数「保留」

ところが5月31日、捜査本部内でT警部は突然組合に対し「85人全員の点数は『保留』にする」と方針転換ともとれる説明を行います。事実上加算しない超法規的措置です。この方針転換の背景には「納付できない」と反則金を納付しなかった組合員2人の存在がありました。不納付が続けば刑事事件となり、場合によっては事件全体に影響が出る可能性があったからです。警察は苦渋の選択だったはず。

定期大会のお知らせ

10月27日(日)

◎日時 10月27日(日) 集合9時、開会9時30分〜正午

◎場所 あくとプラザ小ホール(佐野市あくと町3084)

※10月21日(月)までに欠のご連絡をお願いします。

荷受業者も摘発しかし現状は・・・

取り調べを受けた組合員らは、ダンプ業界の実態を率直に訴えました。捜査の結果、碎石会社、販売会社だけでなく、荷受け側の大手道路会社など10社が過積載ほう助で送検され、12人に再発防止命令が出されました。また教社が指名停止処分を受けることになりました。警察は荷受け会社も見積書などから過積載を認識していたと断定、この手法は業界に衝撃を与えました。

しかしその後、警察は背後責任追及に消極的となり、ダンプが過積載せざるを得ない状態が続いています。現在大手碎石会社は自らの手は汚さず、ストック場をもつ販売会社が過積載の役目を担うというより巧妙な構造になっています。いま燃料高騰により一部で単価改善の動きが生まれています。この動きをより大きなものにするために荷受け業界に対する徹底した対策が求められています。いまこそ改正法の趣旨に立ち戻るときです。

◎組合活動は「個人の記憶」ではなく「組織の記録」として残してこそ意味があると思えます。自省も込めた30年目の総括です。

建交労働本木本部・ダンプ支部定期大会を左記のとおり開催します。今大会では交通安全講習や来年の確定申告学習会なども予定しています。

全組合員が参加対象です。